金銭消費貸借契約書

　貸主●●●●（以下、「甲」という）と借主●●●●（以下、「乙」という）および連帯保証人●●●●（以下、「丙」という）は、以下の条項に基づき金銭消費貸借契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条（金銭消費貸借）

　甲は、令和●●年●●月●●日、金●●●●円を貸し渡し、乙はこれを借り受ける（以下、本契約に基づく貸付金を、「本貸付金」という。）。

第2条（利息）

　本貸付金の利率は、元金に対して年●●割●●分とする。（※または、「本貸付金の利息は、無利息とする。」）。

第3条（返済）

乙は甲に対し、令和●●年●●月から令和●●年●●月まで毎月末日限り、金●●●●円並びに本貸付金の残金に前条に定める利率及び経過日数を乗じて算出された利息を、甲の指定する下記銀行口座に振り込む方法により支払う。（※または、（「甲に持参する方法により支払う。」）この場合の振込手数料は乙の負担とする。

記

　　金融機関：●●●●銀行

　　支 店 名：●●●●支店

　　口座種別：●●●●預金

　　口座番号：●●●●

　　名　　義：●●●●

第４条（期限の利益喪失）

乙が前条の分割金または利息の支払いを怠り、その額が●万円に達したときは、当然に前条の期限の利益を失う。

第５条（遅延損害金）

第３条に定める返済期限に対して返済が遅滞したとき、または、前条により期限の利益を喪失したときは、乙は甲に対し、返済期限または期限の利益を喪失した日の翌日から本貸付金の残金に対して年●●割●●分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。

第６条（連帯保証）

　丙は、本契約に基づいて、乙が甲に対して負担する一切の債務を連帯して保証する。

第７条（公正証書）

　乙および丙は、本件債務を履行しないときは、直ちに強制執行を受けても異議のないことを承諾し、本契約に基づく公正証書作成のため、甲に協力することを誓約する。

第8条（準拠法及び管轄裁判所）

１.本契約は日本法に準拠し、同法に基づいて解釈される。

２.本契約又はこれらに関連する紛争については、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条（協議事項）

　本契約に定めのない事項および本契約の規定にない事項については、甲乙丙が誠実に協議の上、決定する。

　本契約締結の証として本書三通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各一通を保有する。

令和●●年●●月●●日

1. 住所：●●●●

名称：●●●●

代表：●●●●　印

1. 住所：●●●●

名称：●●●●

代表：●●●●　印

1. 住所：●●●●

名称：●●●●

代表：●●●●　印